

## (別紙 1)

### 高額療養費

月ごとの自己負担額が表 1 の限度額を超えた場合、超えた額が払い戻されます。

表 1

負担割合	負担区分	外来	外来 + 入院
		(個人単位)	(世帯単位)
3割	現役並み所得者	57,600円	80,100円 <sup>*1</sup>
			医療費が267,000円を超えた場合は、 (医療費 - 267,000) × 1%を加算
1割	一般	14,000円 <sup>*3</sup>	57,600円 <sup>*1</sup>
	低所得者 <sup>*2</sup>	8,000円	24,600円
	低所得者 <sup>*2</sup>		15,000円

\* 1 過去 1 2 ヶ月間に高額療養費の支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 44,400 円となります。

\* 2 低所得者 : 世帯全員が住民税非課税である方。

低所得者 : ア. 住民税非課税世帯で、世帯全員の所得(年金の所得控除額を 80 万円として計算)が 0 円の方。

イ. 住民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している方。

\* 3 自己負担額の年間(毎年 8 月 1 日 ~ 翌年 7 月 3 1 日まで)の合計額が 144,000 円を超えた場合、超えた額が払い戻されます

### 限度額適用・標準負担額減額認定証

低所得・に該当される方は申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができ、これを医療機関の窓口に提示することにより入院時の食事代と保険適用の負担が減額されます。